

男女共同参画社会の必要性



男女共同参画社会づくりは、環境問題やエネルギー問題と同様の国際テーマです。

差別がよくないことは誰にでも理解できます。国連が分類する「差別」には4種類あります。人種差別、宗教差別、言語差別、そして性差別です。男女共同参画社会とは、その「性差別」のない社会のことをいいます。このことに関する基本的な考え方が日本国憲法に示されています。それは、「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものである」というものです。そして、第三章の第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、第13条には「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。

日本に「人権」という概念が生まれたのは、太平洋戦争の終戦後に制定されたこの日本国憲法からです。それまでは「人権」という考えはなく、当たり前のように性差別がありました。

それがいまだに、私たちの家庭内や職場内や地域社会の中に、「男だから・・・」とか「女なら・・・」などと、性で生き方や行動を固定化された制度や慣習が多く残っています。これらは速やかに改善しなければなりません。

男女共同参画社会は、性差別という人権侵害のない社会です。そこでは、個人の生き方、考え方が性で固定化されることなく、人として持つ権利（人権）が尊重されます。

次の世代にまで「性差別による人権侵害」が継承されないよう、今、私たちが自らこの問題にきちんと取り組む必要があります。

拓け中央輝きプランの総合目標と計画期間

総合目標

中央市に住む誰もが、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家庭づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざします。

計画期間

「拓け中央輝きプラン」の計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とします。

男女共同参画社会って何なの？

《妻》 今度、お隣に越してきた山田さん、奥さんは弁護士だそうよ。

《夫》 そうらしいね。毎朝、大きなかばんを下げて、忙しそうに出かけていくよ。

《妻》 いいわねえ。あたまのいい人は…。

《夫》 どうして？

《妻》 だって、仕事でお金が稼げるでしょう？

《夫》 君だって、子育てや家事という大切な仕事をしているじゃないか。

《妻》 家事や子育てって、仕事なのかしら？

《夫》 男女共同参画では、立派な仕事と認められているよ。

《妻》 男女共同参画社会ってよく聞くけれど、それって何なの？

《夫》 例えばね、おじいちゃんが子どもたちによく言っている、「男の子なら家を守るんだぞ」とか、「女の子なら家事をお手伝いしなさい」ということや、「妻なら夫が決めた事に従うものだ」とか、「家事や子育ては嫁の仕事だ」などと、性で役割を決めつけていることを固定的性別役割分担といってね、こういうことのない社会のことを、男女共同参画社会というんだよ。

《妻》 それ、私のお父さんもよく言うわ。

《夫》 だろう？ 同じようなことが職場や地域社会の中にもいっぱいあるよ。

《妻》 職場では、どんなところにあるの？

《夫》 例えば、女性をコピーやお茶くみなどの雑用に使ったり、能力があってもなかなか管理職に登用しなかったり、給与や待遇面で男性と差が出たりすることだよ。

《妻》 なるほどね。この地域社会では？

《夫》 地区の役員さんは男と決めつけてあったり、地域の決め事は男が中心であったりすることさ。

《妻》 そういえば、勤労奉仕に女が出ると、いやみを言う人がいるらしいわね。

《夫》 そうなのか？

《妻》 ええ。スコップを持ってきても、使った事がないだろうとか、女は喋ってばかりいて仕事をしないから困るんだよなあ、なんて言われたらしいわ。

《夫》 この地域でも、まだまだ差別的な意識が強いね。

《妻》 でも、確かに女は喋っていることが多いのよね。

《夫》 そういう身近なことに気づくことが、男女共同参画社会づくりの一步なのさ。

《妻》 あなた、よく勉強しているのね。

《夫》 まあね。夫婦の間で、どっちが偉いとか、君はこうあるべきだと決めつける必要はないからね。できる人がやればいいんだよ。

《妻》 私たちが、そういう考えでいれば、子どもたちはそれが当たり前と思うわね。

《夫》 それが大事なことなんだよ。

《妻》 そうね。

